

電子提供措置の開始日 2026年9月3日

株主各位

第36期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事 業 報 告
業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表
(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

株式会社エーワン精密

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全社員の行動・判断基準とするべく「経営理念」「倫理規程」を定めて、全取締役及び使用人の意思の統一を図り、関係法令を遵守し社会に適合した行動をするための指針としている。
- ② 取締役会については、月に1回以上の頻度で、原則として全ての取締役が出席し、関係法令、取締役会規程に準拠し、取締役の職務の執行が適切に行われているかを統制している。
- ③ 監査等委員会については、月に1回程度の頻度で開催し、監査等委員間の意思疎通を行うとともに、取締役の職務執行についての監査の有効性を確保している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体にて行い、「文書管理規程」に基づき、文書の種類により1年、5年、7年、10年、永久の保存年限を定め、必要に応じて随時閲覧できるようにしている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理に関わる事項は、「リスク管理規程」に規定しており、リスク管理担当グループにおいて定期的にリスクの洗い出し、内容評価を実施し、代表取締役社長へ報告し、代表取締役社長は評価の分析を行い、対応方針を決定する。
- ② 日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が各業務グループ長へ報告をし、各業務グループ長が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに担当取締役へ報告し、必要に応じて取締役間で協議・対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会制度を採用し、取締役会における業務執行取締役等に対する監督を強化するとともに、規程により取締役会での専決事項を明確にすることで、日常的に必要な重要な業務執行の全部又は一部を業務執行取締役等へ委任し、業務執行の意思決定の迅速性、業務執行の機動性を確保して、経営計画を達成する体制を整備する。
- ② 職務執行を迅速性、実効性のあるものとするために「業務分掌規程」「職務権限規程」により責任、権限を明確にして、業務遂行の円滑化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査等委員会と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査等委員会の管轄とし、監査等委員でない取締役からは独立した立場を確保する。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利な取扱いを受けることのないようにする。
- ③ 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

(7) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定や業務執行の状況を把握、監督するために、取締役会へ出席してその決議に参加し、必要に応じて重要な書類の閲覧、業務執行取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて会社の状況、業務執行状況、意思決定の経緯、その他の事項についてその内容の報告を行い、監査等委員会の業務が実効性を伴い適切に行われるように協力するものとする。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
- ② 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。機能別及び工程別に分類された各グループ長が、担当業務について法令、定款、社内規程及びマニュアル等に基づき適切かつ効率的に遂行されているか、日常的に確認しております。また、内部監査担当と監査等委員会が相互に連携し、内部統制の整備及び運用状況について確認・監査を行っております。

監査等委員会は、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、当事業年度に開催された取締役会に出席し、業務執行取締役等の職務の執行状況及び意思決定の適正性を監査するとともに、必要に応じて意見を述べるなど、監督機能を果たしております。また、内部監査担当と連携し、内部監査の実施状況及びその結果について報告を受けるなど、内部統制の運用状況を確認しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、全社員の行動・判断基準とするべく「経営理念」「倫理規程」を定めて、全

取締役及び使用人の意志の統一を図り、関係法令を遵守し社会に適合した行動をするための指針としている。

(2) 当社の内部監査担当は、業務の適正な遂行を図るため、監査等委員会と相互に連携の上、定期的かつ必要に応じて随時、当社各部門に対し、内部監査を実施する。

(3) 当社は、不正行為等の早期発見と是正を図るため、取締役及び使用人が社内外の相談窓口で直接相談できる内部通報制度を設置する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体にて、その種類に応じた保存年限を定め、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、必要に応じていつでも、これら文書等を閲覧できる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社のリスク管理に関わる事項は、「リスク管理規程」に規定しており、リスク管理担当グループにおいて定期的にリスクの洗い出し、内容評価を実施し、代表取締役社長へ報告し、代表取締役社長は評価の分析を行い、対応方針を決定する。

(2) 日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が各業務グループ長へ報告をし、各業務グループ長が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに担当取締役へ報告し、必要に応じて取締役間で協議・対応を行う。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会を月に1回以上開催し、必要事項の決議、取締役の職務執行の監督を行い、必要なときに適切な意思決定が可能な体制を整え、経営計画の達成を図る。

(2) 職務執行を迅速性、実効性のあるものとするために「業務分掌規程」「職務権限規程」により責任、権限を明確にして、業務遂行の円滑化を図る。

(3) 中期経営計画・年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確にする。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は該当しません。

6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査等委員会と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査等委員会の管轄とし、取締役からは独立した立場を確保する。

- 7 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。
- 8 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
- (1) 当社の取締役及び使用人は、法令違反行為等、当社に著しい損害を与える恐れのある事項については、速やかに監査等委員会に報告するものとする。
 - (2) 当社の内部通報制度担当は、内部通報の状況につき、定期的に監査等委員会に報告するものとする。
 - (3) 監査等委員会は、必要に応じていつでも、会社の状況、業務執行状況、意思決定の経緯、その他の事項について取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 9 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- 10 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を求めることができるほか、当社の重要な会議へ参加し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることができるものとする。また、当社は、監査等委員会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- 11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (1) 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
 - (2) 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

主な耐用年数

建物及び構築物 15～47年

機械装置 10年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

当社が営む「コレットチャック部門」、「切削工具部門」及び「自動旋盤用カム部門」のいずれの事業においても、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。そのため原則として、製品の納入時点で顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

ただし、国内向けの販売について、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 会計上の見積り

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形・無形固定資産	880,033千円
減損損失計上額	34千円

(2) 識別した項目に関わる重要な会計上の見積りに関する情報

当社は当事業年度末に保有する固定資産について、減損の兆候の有無を確認したうえで減損損失の認識及び測定の要否を判断しております。

減損の兆候の有無の確認、減損損失の認識及び測定を行うにあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業部門を基本としたグルーピングを行っており、各事業部門が生み出す将来キャッシュ・フローや資産グループの時価等の仮定を用いた合理的な見積りを行っております。また、各事業部門が生み出す将来キャッシュ・フローを算出するにあたっては、事業部門別の予算を基準として見積りを行っております。

「5. 損益計算書 減損損失」に記載のとおり、当事業年度末に保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローでは回収が見込まれない固定資産に対して減損損失を計上しておりますが、当社は製造設備に関する固定資産が多額のため、今後も各事業部門の業績悪化や地価等の大幅な下落等が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	165,877千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に関わる重要な会計上の見積りに関する情報

当社は、回収可能性があるかと慎重に判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上していますが、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

4. 貸借対照表

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,445,644千円

上記の減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(2) 圧縮記帳

過年度に取得した建物のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は6,097千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

5. 損益計算書

減損損失

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローでは回収が見込まれない固定資産を保有する事業部門について計上したものであります。

6. 株主資本等変動計算書

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,300,000	—	—	5,300,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	279,772	41	18,000	261,813

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りにより41株増加し、取締役及び従業員への株式報酬付与により18,000株減少しております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年9月27日 定時株主総会	普通株式	千円 502,022	円 100	2025年 6月30日	2025年 9月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	千円 503,818	円 100	2026年 6月30日	2026年 9月28日

7. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,365千円
棚卸資産評価損	20,915千円
退職給付引当金	120,869千円
長期未払金（役員退職慰労引当金）	28,138千円
貸倒引当金	413千円
株式報酬費用	15,860千円
減損損失	114,255千円
繰越欠損金	27,344千円
その他	14,207千円
繰延税金資産合計	346,370千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	180,492千円
繰延税金負債合計	180,492千円
繰延税金資産の純額	165,877千円

8. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については余裕資金を元に一定の範囲内で安全性の高い金融商品や換金性のある金融商品を対象に、投資環境等を勘案し慎重に判断しております。

設備投資等に必要な資金は、原則として自己資金を充当し外部からの調達を考慮しておりません。外部からの調達の必要性が生じた場合は、その時点で検討いたします。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券につきましては、純投資による株式及び債券であり、市場価格による変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1カ月程度の支払い期日のものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い営業債権について、管理グループで取引先ごとに販売状況を随時把握し、必要に応じて営業グループと連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、海外取引を含め全ての取引が円建てとなっており直接的に為替変動リスクを受けておりません。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、四半期ごとの決算で適正な評価を行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理グループで必要資金状況を随時把握し、手元流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 信用リスクの集中

特にありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,000,000	895,450	△104,550
其他有価証券	1,333,053	1,333,053	—
資産計	2,333,053	2,228,503	△104,550

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、電子記録債権、買掛金、未払金、未払費用については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)
現金及び預金	4,104,345	—	—
売掛金	257,497	—	—
電子記録債権	36,462	—	—
投資有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	1,000,000
合計	4,398,305	—	1,000,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表計上額とする金融商品

	時価（千円）			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	671,078	—	—	671,078
債券	—	661,974	—	661,974

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	895,450	—	895,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券の時価は、取引金融機関から提示されている価格に基づいて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	コレット チャック部門	切削工具部門			自動 旋盤用 カム部門	
		別注切削工具の 製作・再研磨	市販切削工具の 再研磨	小計		
工具製作	1,173,794	169,759	—	169,759	16,152	1,359,706
その他	—	—	322,366	322,366	—	322,366
顧客との契約から生じる収益	1,173,794	169,759	322,366	492,125	16,152	1,682,072
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,173,794	169,759	322,366	492,125	16,152	1,682,072

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

② 履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報

- (1) 1株当たり純資産額 1,469円48銭
(2) 1株当たり当期純利益 39円84銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	金額 (千円)
貸借対照表の純資産の部の合計額	7,403,505
普通株式に係る純資産額	7,403,505
普通株式の発行済株式数 (株)	5,300,000
普通株式の自己株式数 (株)	261,813
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	5,038,187

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	金額 (千円)
損益計算書上の当期純利益	200,502
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	200,502
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,032,358

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。